

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人後藤末太郎の上告趣意について。

しかし所論の物件が戦時罹災土地物件令一八条の規定によつて国庫に帰属してい  
たとしても昭和二〇年一〇月一九日付の東京都經濟局長から各区長宛の所論通牒に  
よる金属類回収の事業が打切られた昭和二〇年一一月二〇日限り國の所有權が拠棄  
されて無主物となつたとは認められない、然らば右物件は他人の所有にかかる物で  
あるから原判決がこれにつき判示窃盜罪及び詐欺罪を認めたことは正当であつて論  
旨は採用できない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 竹内壽平関与

昭和二六年五月一一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎